

新一般廃棄物最終処分場候補地選定

報 告 書

令和8年1月

新一般廃棄物最終処分場候補地選定委員会

第1章 選定委員会設置の経緯及び新一般廃棄物最終処分場の概要

1 選定委員会設置の経緯

名取市の一般廃棄物処理については、平成14年4月から、名取市・岩沼市・亶理町・山元町の2市2町で構成される「亶理名取共立衛生処理組合（以下「亶名組合」という。）」において、一般廃棄物（ごみ・し尿）の収集運搬及び処理が実施されている。

ごみ処理の広域化に伴い、新たなごみ処理施設の整備場所については、構成市町による輪番方式となり、新ごみ焼却処理施設は岩沼市域内に、新一般廃棄物最終処分場は名取市域内に設置することとなった。

これまでの候補地選定においては、下記の地域が候補地として挙げられたものの、諸般の事情により断念した経緯がある。

<これまでの選定経緯>

(1) 平成20年度

高館熊野堂字棟沢地内（相互台地区の東側）

・市内部で候補地として選定したが、埋立容量の変更（7万 m^3 →10万 m^3 ）により当該候補地では対応が困難となり、選定を断念した。

(2) 平成30年度

愛島塩手字滝沢地内（旧名取スポーツパーク内）

・市内部で候補地として検討したものの、土地所有者との交渉において、最終処分場としての利用までには市の想定を上回る時間を要する見込みであることから、検討自体を撤回した。

(3) 令和3年度

小塚原字西土手外地内（閑上地区の南側）

・候補地を公募のうえ選定し、組合へ報告したが、組合が実施した詳細調査の結果、建設費が膨大となることが判明し、断念するに至った。

これまでの選定経緯を踏まえ、客観的かつ合理的な理由に基づき、透明性を確保しつつ、住民への丁寧な説明を重ねながら候補地を選定していくため、「新一般廃棄物最終処分場候補地選定委員会（以下「選定委員会」という。）を立ち上げることとした。

2 選定委員会の概要

組合が名取市域内に建設を予定している新一般廃棄物最終処分場の候補地（以下「最終処分場候補地」という。）を名取市が選定するに当たり、専門的知識及び経験を有する学識経験者等から参考意見を聴取するため、選定委員会を設置した。委員の構成は下記のとおりとした。

<選定委員会の概要>

- (1) 外部有識者 3名 (地盤工学の有識者、水環境の有識者、廃棄物の有識者)
 - (2) 各種団体等 2名 ((公社)全国都市清掃会議、(公財)宮城県環境事業公社)
- ※事務局は名取市生活経済部環境共創課 (令和6年度までクリーン対策課)
亘名組合はオブザーバーとして参加

なお、選定委員会の審議は原則公開とするが、会議において、名取市情報公開条例第10条第1項第5号に規定する情報に該当する事項について審議を行う場合は、その都度委員会において審議を非公開とすることを決定したうえで、非公開により審議を行った。

3 新一般廃棄物最終処分場の計画概要

No	項目	計画	備考
1	施設の種類	一般廃棄物最終処分場	
2	廃棄物の種類	焼却残渣等	
3	埋立期間	15年	
4	施設規模	10万m ³	
5	構造形式	クローズド型	名取市要望事項
6	浸出水の放流先	下水道放流または循環無放流	名取市要望事項

第2章 新一般廃棄物最終処分場の候補地の選定過程

1 検討概要

選定委員会は全11回開催した。各回の審議概要は下記のとおり。

No	開催日	審議テーマ	備考
1	R5. 11. 17	候補地選定方法(案)	
2	R6. 1. 17	候補地選定方法(案)の見直し、建設可能エリアの抽出	
3	R6. 3. 19	建設可能エリアの確認、除外要件の追加	
4	R6. 5. 13・15	現地調査	
5	R7. 2. 21	詳細調査の評価項目(案)	
6	R7. 5. 7	詳細調査の評価項目(案)	
7	R7. 7. 8~8. 22	詳細調査の評価項目(案)	書面開催
8	R7. 9. 29	評価結果に基づく評価方法、評価項目における評価基準	
9	R7. 10. 15	詳細調査の中間報告	
10	R7. 12. 19	詳細調査の完了報告、候補予定区域からの絞り込み	
11	R7. 12. 26~1. 7	選定委員会報告書とりまとめ	書面開催

2 検討経過

(1) 第1回候補地選定委員会（令和5年11月17日開催）

1) 一般廃棄物最終処分場の選定経過等

①候補地選定に係るこれまでの経過等

(ア)平成14年から名取市、岩沼市、亶理町、山元町の2市2町で構成する亶名組合でごみの広域処理を開始。

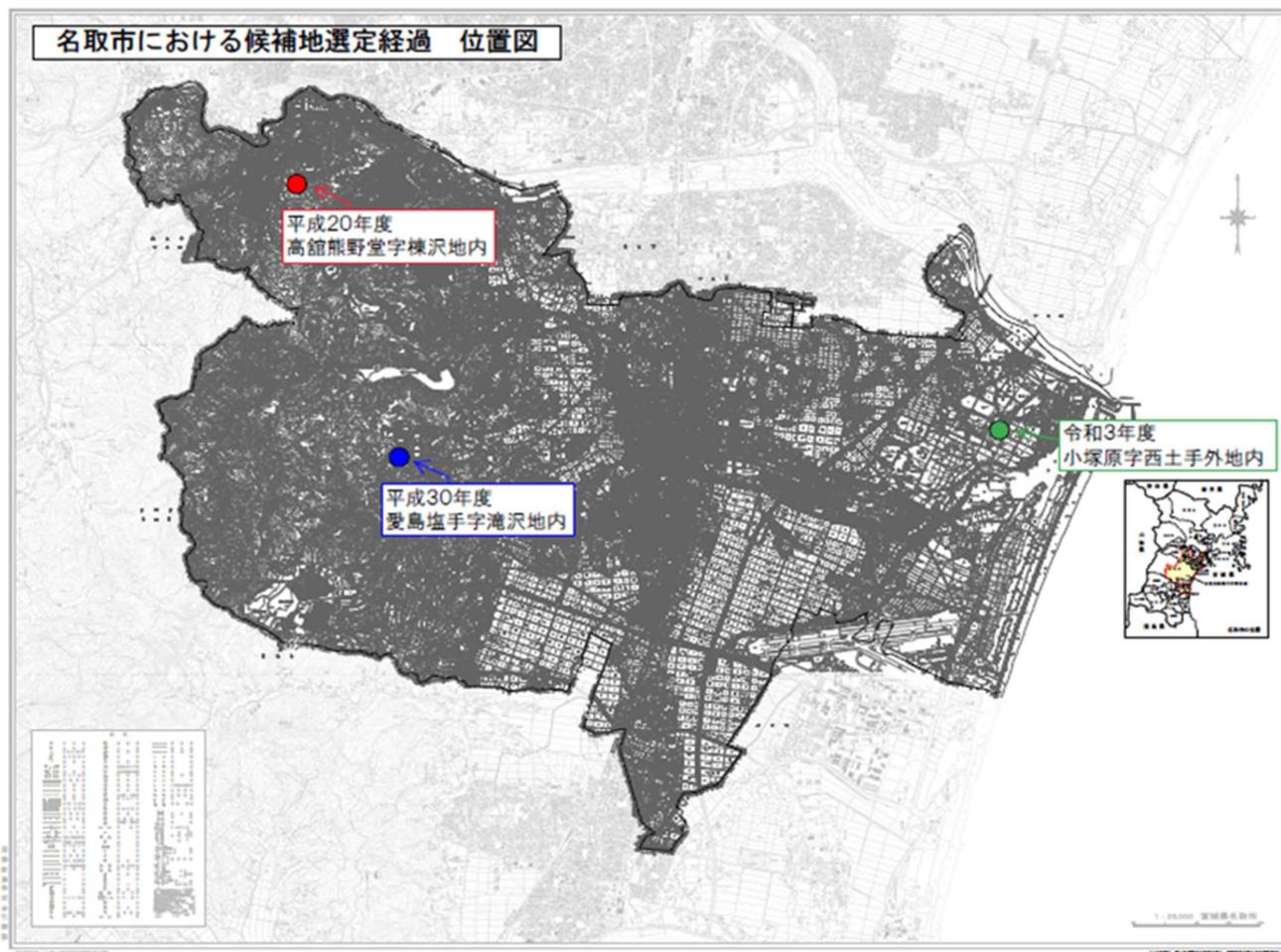
(イ)施設の耐用年数、老朽化による建て替え方針

- ・新ごみ焼却施設は岩沼市域に設置（平成28年4月稼働）
- ・新一般廃棄物最終処分場は名取市域に設置（候補地未確定）

②名取市における候補地選定経過 【図1-1】を参照

No	年度	場所	断念理由	備考
1	平成20年度	高館熊野堂字棟沢地内	埋立容量の変更	7万m ³ →10万m ³
2	平成30年度	愛島塩手字滝沢地内	時間的経過	
3	令和3年度	小塚原字西土手外地内	膨大な整備費用	90億円～180億円

【図1-1】候補地選定経過位置図



③現在の処理状況

民間処理業者へ運搬処理を委託

【参考】令和3年度 5,319.80 t (委託費 166,224 千円)

令和4年度 5,562.43 t (委託費 173,941 千円)

④候補地選定方法

「新一般廃棄物最終処分場候補地選定委員会」を設置

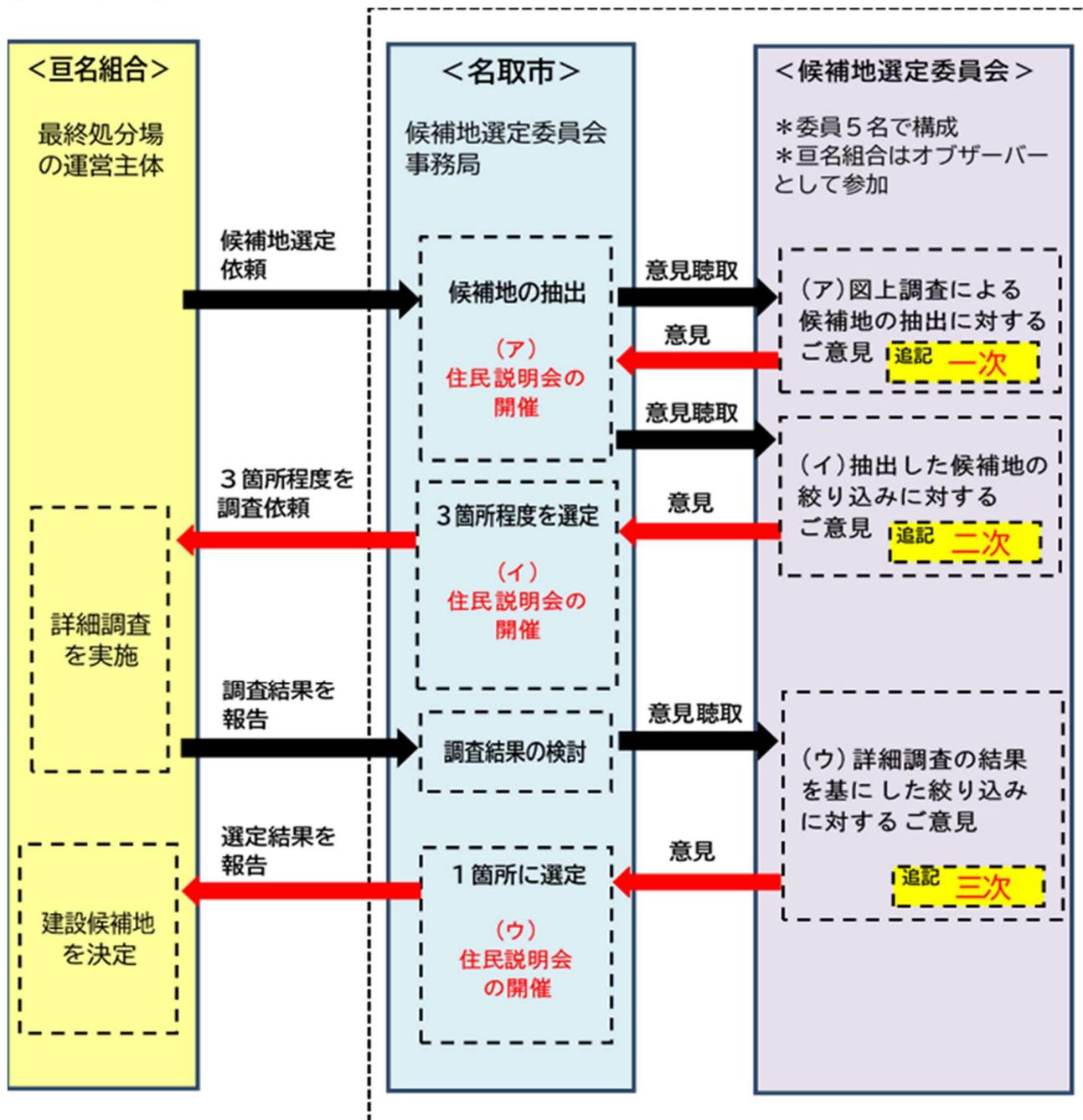
- ・ 法的規制地域の除外、その他諸条件による候補地の抽出
- ・ 専門的意見、客観的・合理的理由による選定
- ・ 選定における透明性の確保

2) 新一般廃棄物最終処分場の候補地選定方法

①新一般廃棄物最終処分場の候補地選定の進め方について【図 1-2】を参照

市で候補地選定を進めるにあたり、選定委員会の意見を伺いながら候補地の絞り込みを行い、最終的には市が候補地として1箇所を選定する。

【図 1-2】 選定フロー図



②新一般廃棄物最終処分場の候補地選定基準について

(ア) 巨名組合から提示されている、用地選定にあたっての選定要件について

- 1 建設用地（埋立容量が概ね 100,000 m³を確保できる用地）
 - 1) 水処理施設等の構造物を建設可能な地形及び地質条件等
 - 2) 建設工事に影響する文化財等、土地利用上の法規制等の有無
 - 3) 建設用地に係る法規制等の確認
 - 4) 建設用地周辺の状況（用地取得及び周辺住民等の同意取得の容易性等）
 - 5) 浸出水処理施設の処理水等の放流先となる排水路（河川等）の有無及び距離等
（ただし利水及び地域状況等によりクローズドシステム処分場で無放流となる建設可能な場所は除く）

2 搬入道路の整備状況

- 1) 幹線道路からの搬入道路の有無及び距離等

3 ライフライン（電気・水道等）の整備状況

- 1) 電気・水道等の引込みが可能な幹線の有無及び距離等

(イ) 図上調査による候補地の抽出方法について 【図 1-3】名取市区域図を参照

- 1 名取市域の中から、【表 1】「法的規制区域等」のうち「(A) 法的規制区域」を除外する。
- 2 法的規制のない区域に、【表 1】のうち「(B) 原則法的規制区域であるが候補地とする区域」を加える。
- 3 【表 1】のうち「(C) 生活環境への影響から除外すべき区域」を除外する。

(ウ) 抽出した候補地の絞り込みについて

図上調査で抽出した区域から土地の形状等を考慮して絞り込みを行うが、抽出要件については、選定委員会より意見を伺う。

(エ) 詳細調査による絞り込みについて

詳細調査の結果を基に、選定委員会より意見を伺う。

【表1】 法的規制区域等

「廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領 2010 改訂版（(公社)全国都市清掃会議）」や、他自治体における事例を参考に、最終処分場の立地に関する法規制区域等について、名取市域に該当するものを下記のとおり整理をした。

(A) 法的規制区域

No	項目	内容説明
1	県自然環境保全地域 (特別地区・普通地区)	・良好な自然を県として保全していくことが必要と認められる地域。
2	国有林	・国家の所有する森林。
3	保安林	・水源の涵養、土砂の崩壊等災害の防備、生活環境の保全・形成等公益目的を達成するために指定する森林。
4	史跡・天然記念物	・史跡：貝塚、古墳、都城跡、城跡旧宅等の遺跡で歴史上または学術上価値の高いもの。 ・天然記念物：動物、植物及び地質鉱物で学術上価値の高いもの。
5	都市公園	・都市計画区域において設置する公園または緑地。
6	土砂災害警戒区域	・土砂災害防止法に基づいて指定される、土砂災害のおそれがある区域。
7	土砂災害危険箇所 ・地すべり ・土石流 ・急傾斜地崩壊	・国土交通省の調査・点検要領に基づき抽出された、急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりの3つの土砂災害の危険性のある箇所。
8	地すべり防止区域	・地すべりによる崩壊を防止するため、排水施設、擁壁等を設置するとともに、一定の行為を制限する区域。
9	砂防指定地	・砂防設備を要する土地または一定の行為を禁止する区域。
10	急傾斜地崩壊危険区域	・崩壊する恐れのある急傾斜地でその土地及び近くの土地の改変による危険を防止する必要がある区域。
11	農業振興地域 (農用地区域)	・市が策定する農業振興地域整備計画により決定される区域。農業振興地域内で集团的に存在する農地や、高生産性の農地等、農業利用を確保すべき土地として市が指定した土地。 ・原則として規制区域の扱いとするが、適地の一部のみが存在する場合または地形地物で遮断された区域については、当該箇所を候補地に加える。ただし、ほ場整備完了後8年を経過しない農地は除く。

2) 新一般廃棄物最終処分場の候補地選定方法の変更

①変更理由

(7) 第1回選定委員会において、「候補地の選定にあたっては、評価基準や評価のウェイトを明確に定め、統一した基準に基づき選定作業を進めていくべきである。また、これらの設定に当たっては、専門的知見を有する専門業者からの助言が必要」との意見。

(イ) 事務局において、関係部局との調整を進めながら事務作業（図上調査）を行う過程で、新たに基準として追加すべき項目が判明した。

上記により、候補地の選定方法及び建設可能エリアの絞り込み基準について、一部変更を提示。

②変更内容

(7) 候補地の選定方法の変更について 【図 2-2】を参照

候補地の選定については、これまで、市域の中から法的規制区域等を除外して候補地を抽出し、その後、一定の基準に基づき絞り込みを行い、絞り込まれた候補地について専門業者に詳細調査を委託し、建設候補地を選定する方法としていた。

選定委員会の意見を踏まえ、まず法的規制等がかかっていない「建設可能エリア」を図上調査により抽出し、その建設可能エリアについて専門業者に詳細調査を依頼し、その結果を踏まえて具体的な候補地の選定作業に進む方法へ変更することとした。

この変更により、委員会の意見等を反映した。より適切な選定プロセスに近づけることが可能となった。

(イ) 建設可能エリア（一次スクリーニング）の選定基準の変更

第1回選定委員会において、一次スクリーニングの基準について審議を行い、了承を得ていた。しかし、市において事務作業を進める過程で、基準の修正、または新たに追加すべき項目があると判明したことから、下記のとおり基準の変更及び追加を行った。

<基準の変更及び追加> 【表 2】を参照

1 変更項目

① 農業振興地域の見直し

2 追加項目（除外基準として追加）

① 面的な事業活動区域（ゴルフ場、碎石場等）

② 活断層との距離

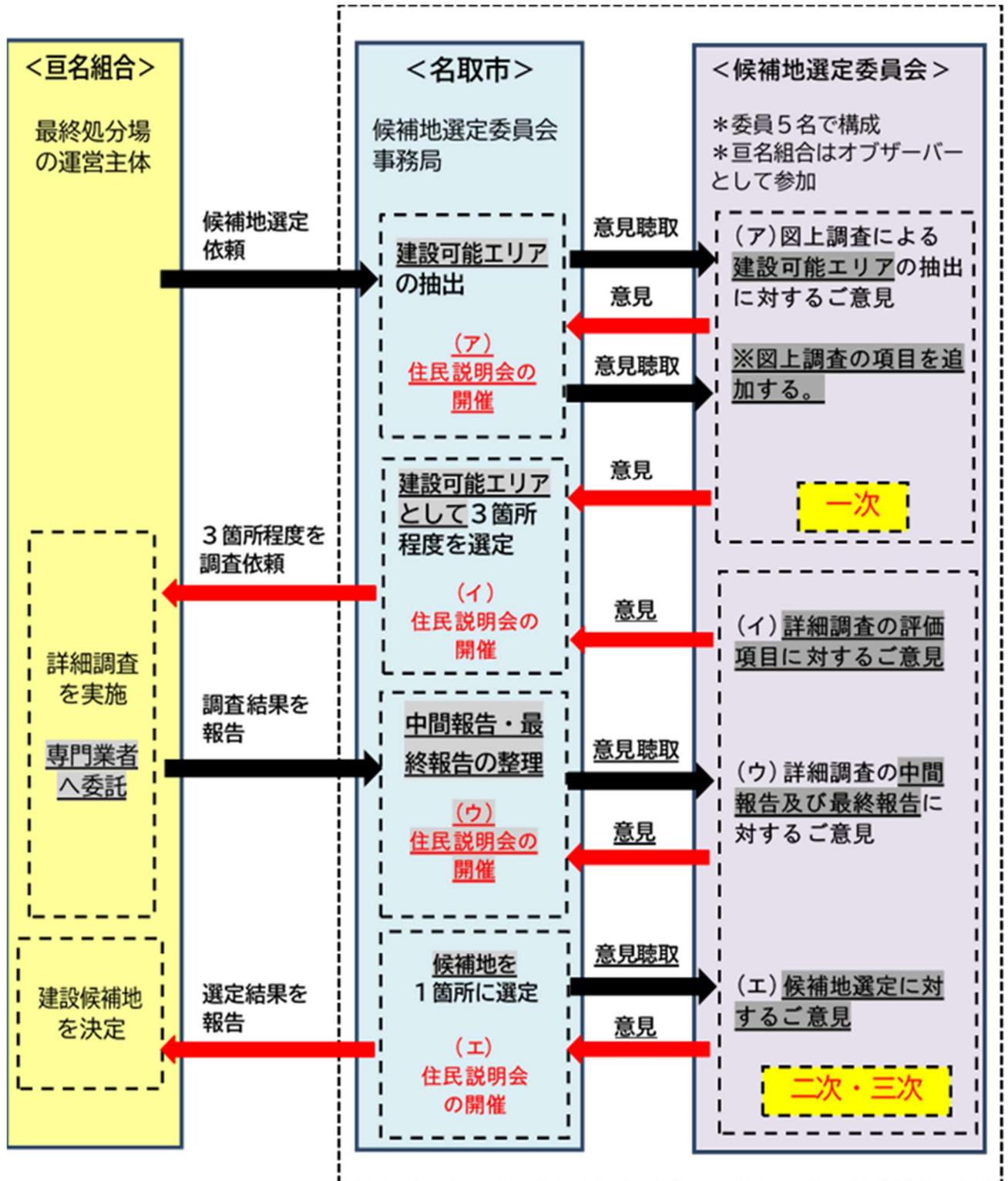
③ 地層（過去の公共事業で支障が生じた区域）

④ 市の将来の土地利用計画

(ウ) 候補地の選定について

二次スクリーニング（定性評価）及び三次スクリーニング（定量評価）の評価項目については、巨名組合経由で専門業者に委託する詳細調査と並行して実施し、一体的な評価となるよう取り組む。なお、評価基準及び評価のウェイトについては、選定委員会の意見を伺い定めるものとする。

【図 2-2】 選定フロー図（第 1 回選定委員会の図 1-2）の変更・追加 ※変更箇所を網掛け



【表2】 法的規制区域等の変更・追加

(A) 法的規制区域 ※一部削除

No	項目	内容説明
11	農業振興地域 (農用地区域)	<ul style="list-style-type: none"> ・市が策定する農業振興地域整備計画により決定される区域。農業振興地域内で集団的に存在する農地や、高生産性の農地等、農業利用を確保すべき土地として市が指定した土地。 ・原則として規制区域の扱いとするが、適地の一部のみに存在する場合または地形地物で遮断された区域については、当該箇所を候補地に加える。ただし、ほ場整備完了後8年を経過しない農地は除く。

(C) 生活環境及び事業活動への影響から除外すべき区域 ※下線箇所を追加

No	項目	内容説明
1	住宅地からの距離	・500m程度の範囲に住宅がある区域は、候補地から除外する。
<u>2</u>	<u>事業活動区域</u>	・ <u>ゴルフ場や採石場など現に経済活動及び事業活動に供する面的区域は候補地から除外する。</u>

(D-追加) 施設の安全性確保及び将来の土地利用から除外すべき区域

No	項目	内容説明
1	活断層との距離	・活断層から1km以内の区域を除外する。
2	地層	・過去の公共事業で支障が生じた区域を除外する。
3	市の将来の土地利用計画	・市の今後の土地利用予定区域を除外する。

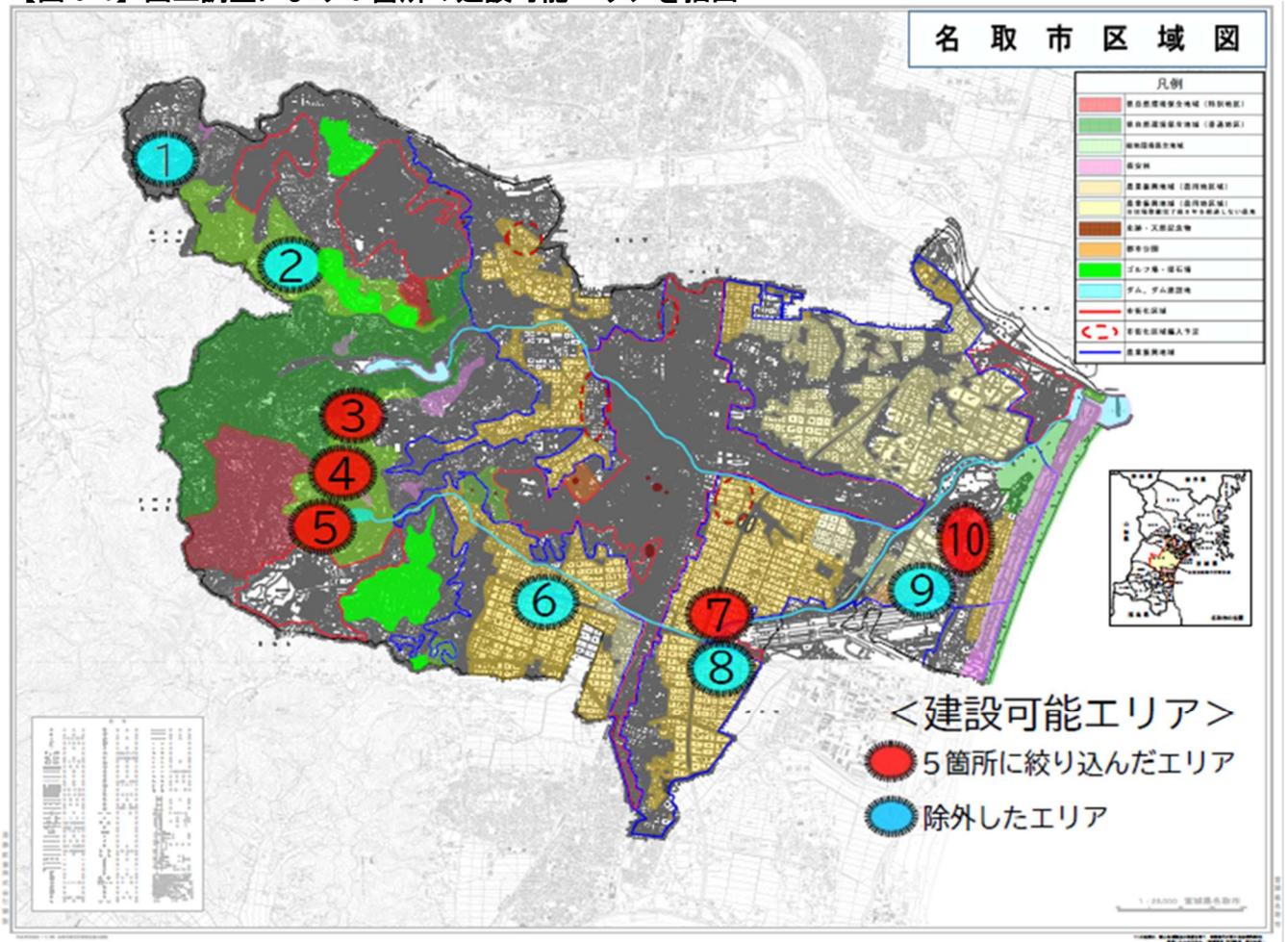
3) 今後の審議予定

開催日	委員会での審議テーマ	審議内容
第1回 (R5.11.17)	候補地選定方法(案)	<ul style="list-style-type: none"> ①候補地選定の進め方 ②候補地選定基準 ③候補地選定に係るスケジュール
第2回 (R6.1.17)	候補地選定方法(案)の見直し 建設可能エリアの抽出	<ul style="list-style-type: none"> ①建設可能エリア(案)について ②候補地選定方法の変更(案)について ③今後の審議予定(案)について
第3回 (R6.2.下~3.下)	建設可能エリアの確認等	<ul style="list-style-type: none"> ①建設可能エリア(案)の確認 ②詳細調査の項目(案)に対するご意見
巨名組合へ詳細調査を依頼		
第4回(R6.12.末)	詳細調査の中間報告	①詳細調査の中間報告に対するご意見
第5回(R7.1.末)	詳細調査の最終報告	①詳細調査の最終報告に対するご意見
第6回(R7.3.末)	最終候補予定地の選定	①最終候補予定地の選定に対するご意見

(3) 第3回候補地選定委員会（令和6年3月19日開催）

1) 建設可能エリア内の除外要件の追加

【図3-1】 図上調査により5箇所の建設可能エリアを抽出



【表3】 法的規制区域等の追加 ※除外したエリアについて整理した。

(D-追加) 事業活動への影響及び将来の土地利用から除外すべき区域

No	項目	内容説明
1	事業活動区域	・ ゴルフ場や採石場など現に経済活動及び事業活動に供する面的区域は候補地から除外する。 →建設可能エリア② 【図3-2】を参照
2	市の将来の土地利用計画	・ 市の今後の土地利用予定区域を除外する。 →建設可能エリア⑧・⑨

(E-追加) 施設の安全性確保から除外すべき区域

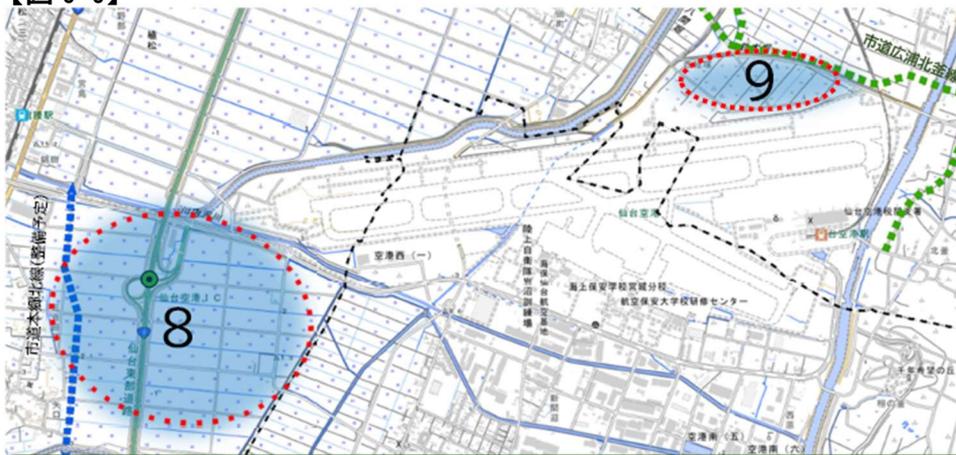
No	項目	内容説明
1	活断層との距離	・ 活断層から1 km以内の区域を除外する。 →建設可能エリア①
2	地層	・ 過去の公共事業で支障が生じた区域を除外する。 →建設可能エリア⑥

【図 3-2】 事業活動区域



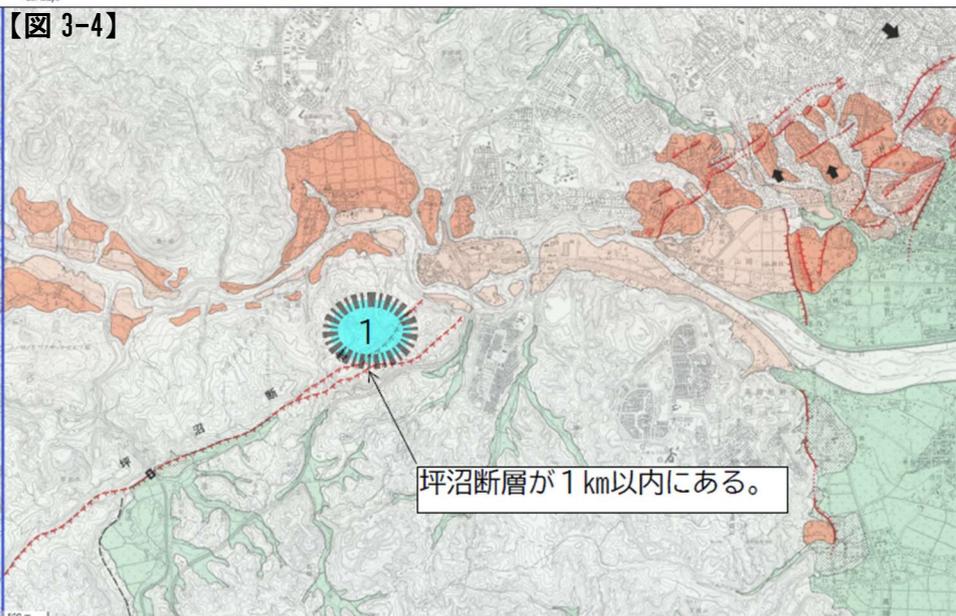
市の将来の土地利用計画（仙台空港 24 時間化に伴う土地活用）

【図 3-3】



地理院地図 活断層との距離

【図 3-4】

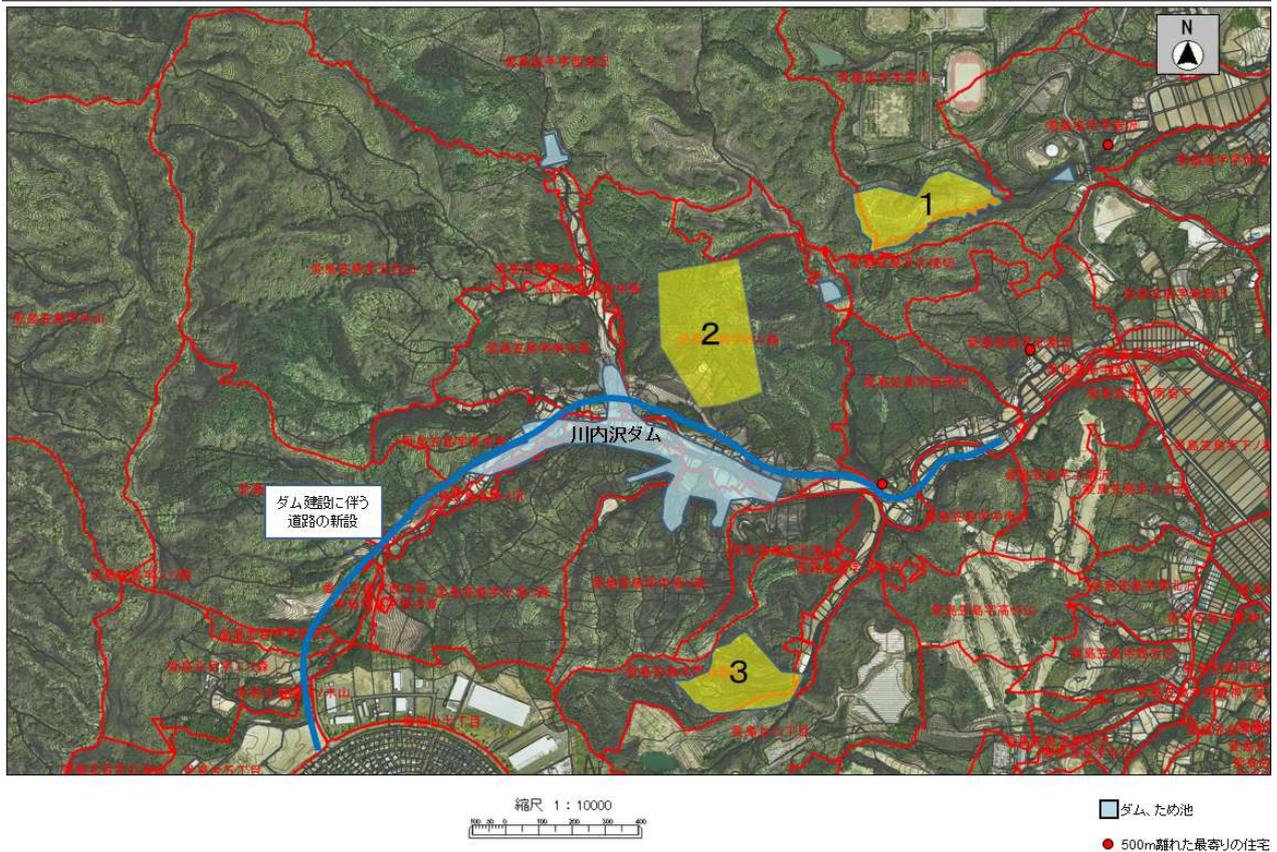


出典：今泉俊文・佐藤比呂志・澤 祥・宮内崇裕・八木浩司 (2008) 1:25,000都市圏活断層図「仙台第2版」, 国土地理院を加工

【図 4-2】 候補予定区域位置図 (No 1・2・3)

航空写真による位置図

候補予定区域 No 1・2・3



【図 4-3】 候補予定区域位置図 (No 4・5)

航空写真による位置図

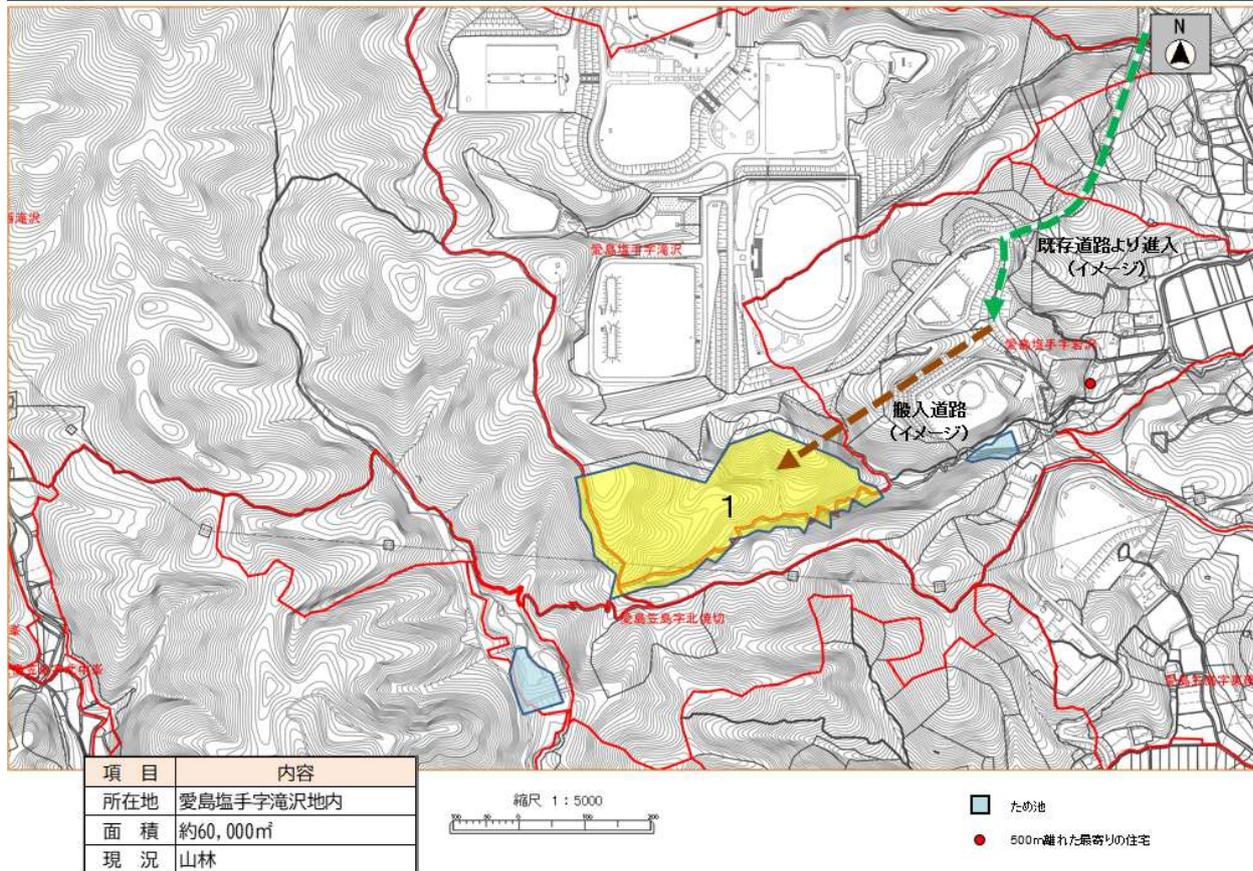
候補予定区域 No 4・5



【図 4-4】 候補予定区域詳細図 (No 1)

地形図による詳細図

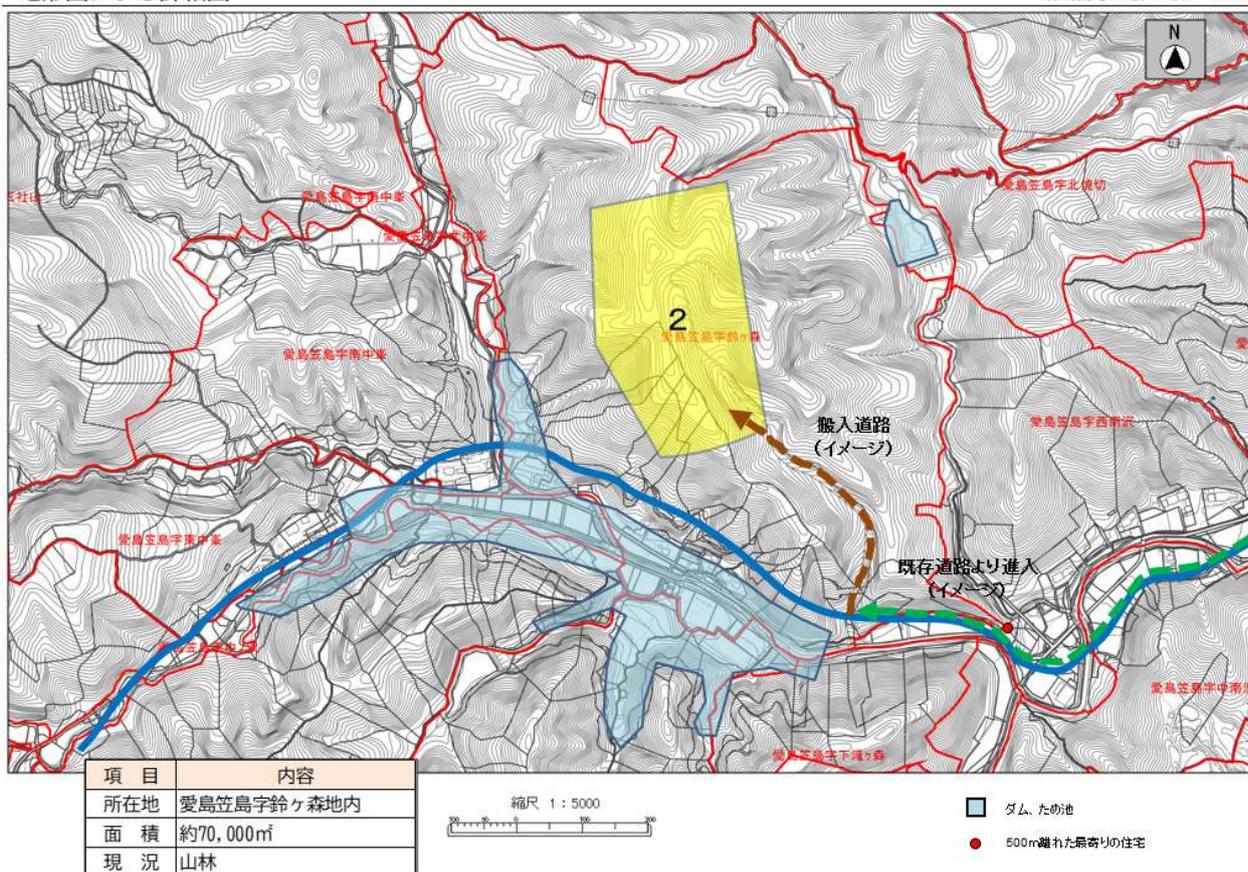
候補予定区域 No 1



【図 4-5】 候補予定区域詳細図 (No 2)

地形図による詳細図

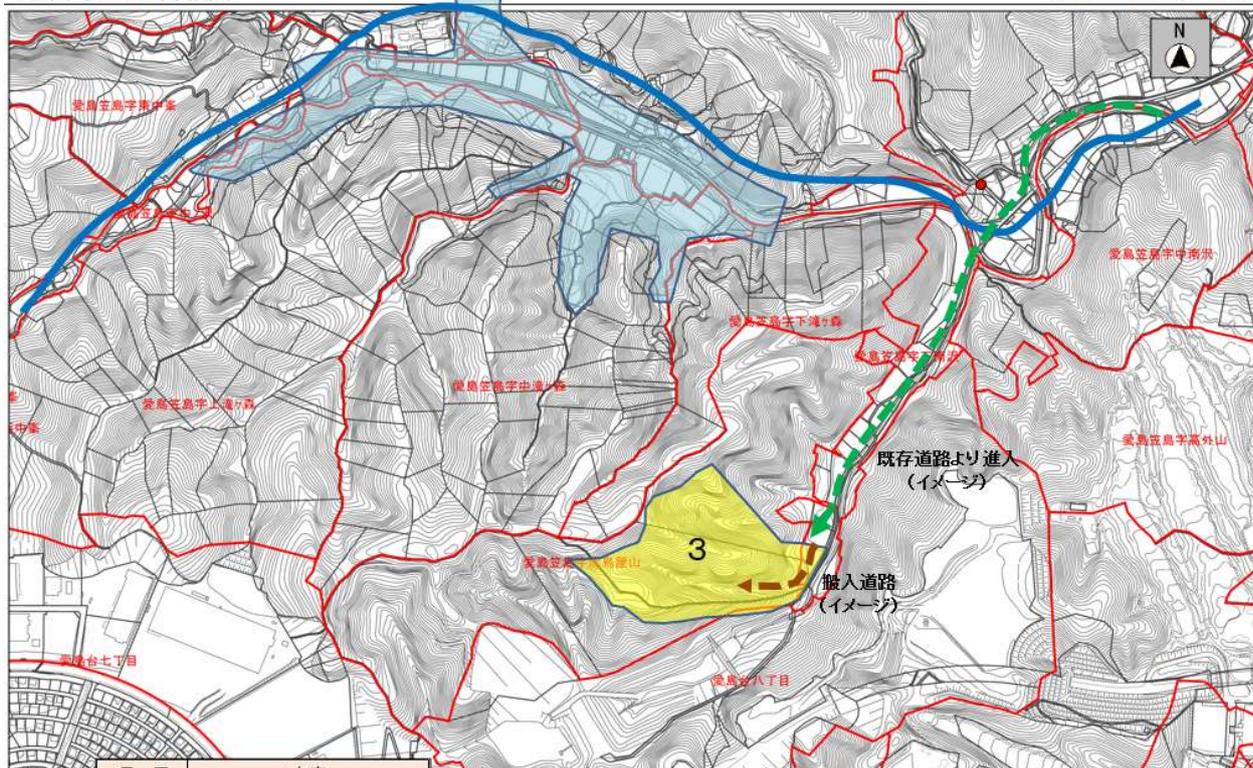
候補予定区域 No 2



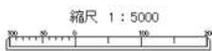
【図 4-6】 候補予定区域詳細図 (No 3)

地形図による詳細図

候補予定区域 No 3



項目	内容
所在地	愛島笠島字鷹屋山地区内
面積	約50,000㎡
現況	山林 (一部は畑)



- ダム、ため池
- 500m離れた最寄りの住宅

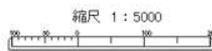
【図 4-7】 候補予定区域詳細図 (No 4)

地形図による詳細図

候補予定区域 No 4



項目	内容
所在地	植松字稔田地区内
面積	約26,000㎡
現況	田

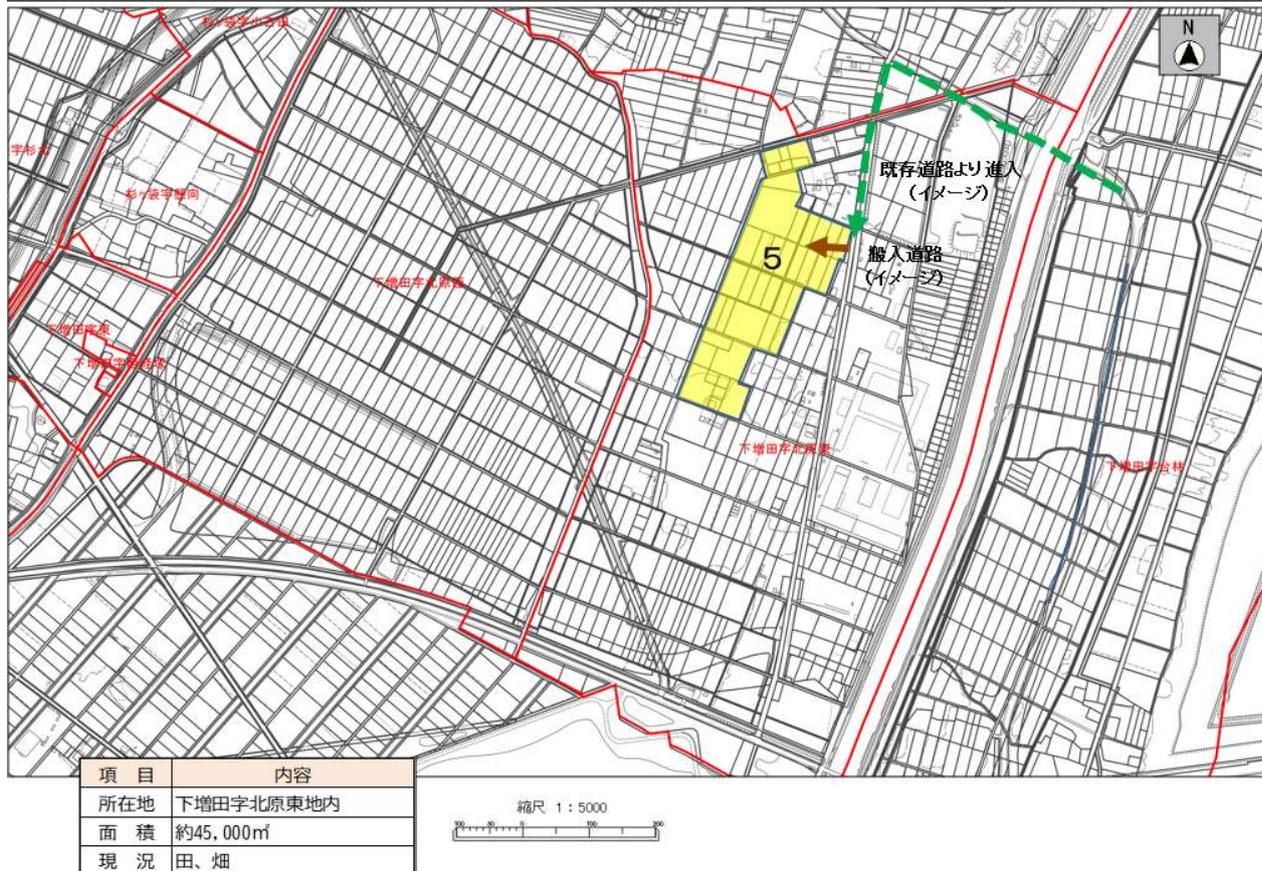


- 500m離れた最寄りの住宅

【図 4-8】 候補予定区域詳細図 (No 5)

地形図による詳細図

候補予定区域 No 5



(5) 第5回候補地選定委員会 (令和7年2月21日開催)

1) 詳細調査の評価項目

対象区域調査における比較評価項目(案)を設定した。

①目的

市が抽出した5箇所の候補予定区域について、詳細調査に基づき相対評価を行うための比較評価項目を設定する。

②比較評価項目

比較評価項目については、「廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領」や、平成20年度、平成25年度、令和3年度に亘名組合が実施した候補地選定業務で用いられた項目、さらに宮城県産業廃棄物最終処分場整備に係る候補地選定などの他事例で設定されている評価項目を参考に設定する。

③評価基準

比較評価では、候補予定区域の適正度を「高い(◎)・普通(O)・低い(△)」の3段階で評価することを想定し、比較評価項目ごとに評価基準を設定する。

また、評価項目及び評価基準は、候補予定区域の適正度を的確に判断するため、比較検討作業の進行に応じて追加や変更を検討する。

【表 5-1】 比較評価項目と評価基準（案）

No	評価項目	評価基準
1	土地利用上法規制	<p>土地利用上の規制区域の有無規制等がある場合は、必要な許認可、法規制解除の容易さで評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正度が高い（◎）：規制等が無い。 ・適正度が普通（○）：規制等があるが、必要な許認可、法規制解除は容易。 ・適正度が低い（△）：規制等があり、必要な許認可、法規制解除が困難。
2	災害危険性	<p>防災面に係る法規制等の状況、災害履歴の有無、大雨・津波の影響、活断層との位置関係を評価指標とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正度が高い（◎）：災害等の危険リスクが無い。 ・適正度が普通（○）：災害等の危険リスクがあるが、対応が容易。 ・適正度が低い（△）：災害等の危険リスクがあり、対応が困難。
3	地質、地下水位等	<p>軟弱層の分布状況、地下水位の高低など、配置、施工に与える影響度を評価指標とする。（地形は災害危険性、施設配置で評価）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正度が高い（◎）：地形・地質、地下水位ともに課題が無い。 ・適正度が普通（○）：地形・地質、地下水位に課題があるが、対応が容易。 ・適正度が低い（△）：地形・地質、地下水位に課題があり、対応が困難。
4	道路整備状況	<p>主要道路からの距離、道路整備・拡幅等の必要性、容易性で評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正度が高い（◎）：主要道路からの距離が短く、道路整備・拡幅等が必要ない又は容易。 ・適正度が普通（○）：どちらか課題がある。 ・適正度が普通（○）：主要道路からの距離が長く、道路整備・拡幅等が必要。
5	運搬効率	<p>主な排出元となる岩沼東部環境センターからの距離、ルート（スクールゾーン、住宅地、狭隘道路等）の有無で評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正度が高い（◎）：運搬経路が短く、運搬時の安全性は高い。 ・適正度が普通（○）：どちらかに課題がある。 ・適正度が低い（△）：運搬経路が長く、運搬時の安全性は低い。
6	ユーティリティー	<p>候補予定区域周辺のユーティリティー（電気、NTT、上下水道等）の整備状況で評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正度が高い（◎）：ユーティリティーの整備は不要である。 ・適正度が普通（○）：ユーティリティーの整備は必要だが、容易である。 ・適正度が低い（△）：ユーティリティーの整備は必要かつ大規模になる。
7	生活環境保全	<p>集落や学校、病院の施設との位置関係（近接していないこと）、景観や生活環境への影響で評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正度が高い（◎）：候補地周辺□m以内に集落や学校、病院等の施設はなく、景観等への影響がない。 ・適正度が普通（○）：候補地周辺☆～□mに集落や学校、病院等の施設はあるが、景観等への影響が少ない。 ・適正度が低い（△）：候補地周辺☆m以内に集落や学校、病院等の施設があり、景観等への影響が大きい。
8	水環境保全	<p>上水道や農業用水の水源、取水場との位置関係（上流に位置しないこと）、下流域における利水状況（農業用水等）により評価する。</p>

No	評価項目	評価基準
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 適正度が高い（◎）：下流域の水源等や利水状況など制約条件はない。 ・ 適正度が普通（○）：下流域の水源等の制約条件はあるが、易しい。 ・ 適正度が低い（△）：下流域の水源等の制約条件が厳しい。
9	施設配置	施設配置の現実性、埋立容量の確保性、造成工事の大小（開発面積、擁壁等構造物の多寡）で評価する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 適正度が高い（◎）：造成工事が小規模である。 ・ 適正度が普通（○）：造成工事が中規模である。 ・ 適正度が低い（△）：埋立容量の確保が困難、造成工事が大規模である。
10	経済性	概算整備費、概算維持管理費の大小で評価する。（程度については要検討） <ul style="list-style-type: none"> ・ 適正度が高い（◎）：平均より安価。 ・ 適正度が普通（○）：平均と同程度。 ・ 適正度が低い（△）：平均より高価。
11	用地取得	土地利用状況や地権者数で評価する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 適正度が高い（◎）：地権者数は〇人以下で、用地取得の難易度は低い。 ・ 適正度が普通（○）：地権者数は〇～〇人で、用地取得の難易度は中程度。 ・ 適正度が低い（△）：地権者数は〇人以上で、用地取得の範囲度は高い。
12	その他の課題の有無	施設整備・運営を行う上で、その他の課題の有無を評価指標とする。

2) 今後の審議予定

①これまでの開催状況

開催日	委員会での審議テーマ	審議内容
第1回 (R5.11.17)	候補地選定方法（案）	①候補地選定の進め方 ②候補地選定基準 ③候補地選定に係るスケジュール
第2回 (R6.1.17)	候補地選定方法（案）の見直し 建設可能エリアの抽出	①建設可能エリア（案）について ②候補地選定方法の変更（案）について ③今後の審議予定（案）について
第3回 (R6.3.19)	建設可能エリアの抽出	①建設可能エリアの除外要件の追加について
第4回 (R6.5.13・15)	現地調査	①5箇所の建設可能エリアの現地調査
第5回 (R7.2.21)	詳細調査の評価項目（案）	①詳細調査の評価項目（案）に対するご意見 ②今後の審議予定（案）について

②今後の開催予定

開催時期	委員会での審議テーマ	審議内容
第6回 (R7.3頃)	詳細調査の評価項目（案）	①詳細調査の評価項目（案）の確定
第7回 (R7.8頃)	調査状況の報告	①現在の状況及び住民説明会の報告
第8回 (R7.12頃)	詳細調査の結果報告	①詳細調査の結果報告に対するご意見

(6) 第6回候補地選定委員会（令和7年5月7日開催）

1) 詳細調査の評価項目

対象区域調査における比較評価項目（案）について、「社会条件」・「自然条件」・「建設条件」・「経済性」・「用地取得」・「その他」の大項目に分類したうえで、各評価項目の修正及び追記を行った。

①目的

変更なし

②比較評価項目

変更なし

③評価基準

比較評価では、候補予定区域の適正度を「高い（◎）・普通（○）・低い（△）」の3段階で評価するものとする。評価にあたっては、定量的に示せる項目は数値で示し、定量的に示せない項目は評価に対するコメントを明記する。また、評価方法の考え方は終始変更しないものとする。

なお、別表に記載されていない事項であっても、比較検討に重要と思われる事案が報告された場合は、検討の際に考慮するものとする。

【表 6-1】 比較評価項目と評価基準（修正案）

大項目	評価項目	評価基準
社会条件	①土地利用 上法規制	土地利用上の規制区域の有無を確認し、規制等がある場合は必要な許認可、法規制解除の容易さで評価する。 ・適正度が高い（◎）：規制等が無い。 ・適正度が普通（○）：規制等があるが、必要な許認可、法規制解除は容易。 ・適正度が低い（△）：規制等があり、必要な許認可、法規制解除が困難。
	②景観への 影響	周辺にある公園や人々が集まる場所からの景観への影響で評価する。 ・適正度が高い（◎）：影響がほぼない。 ・適正度が普通（○）：影響はあるが小さい。 ・適正度が低い（△）：影響がかなり大きい。
	③運搬時の 住環境への 影響	岩沼東部環境センターからの最適ルートを設定し、主要道路以外を対象に、住宅戸数やスクールゾーン、狭隘道路の有無で評価する。 ・適正度が高い（◎）：住宅、スクールゾーン、狭隘道路が運搬経路にない。 ・適正度が普通（○）：住宅戸数が比較的少なく、スクールゾーン、狭隘道路が運搬経路にない。 ・適正度が低い（△）：住宅戸数が比較的多い、またはスクールゾーンや狭隘道路を通行する。

大項目	評価項目	評価基準
自然条件	④災害危険性 (土地自身の持つ特性による影響要因)	<p>防災面に係る法規制等の状況、災害履歴の有無、活断層との位置関係で評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正度が高い(◎): 建設予定区域及びその周辺の法規制、災害履歴が無く活断層との距離が離れている。 ・適正度が普通(○): 建設予定区域及びその周辺に法規制、災害履歴があるが配置計画等で対応が可能。 ・適正度が低い(△): 建設予定区域及びその周辺に法規制、災害履歴があり配置計画等での対応が難しい。
	⑤災害危険性 (大雨)	<p>建設予定区域の雨水流域面積の大小で評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正度が高い(◎): 流域面積は比較的小さい。 ・適正度が普通(○): 流域面積は平均的。 ・適正度が低い(△): 流域面積は比較的大きい。
	⑥災害危険性 (津波)	<p>建設予定区域のハザードマップの津波浸水想定による浸水深で評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正度が高い(◎): 津波浸水想定範囲外となっている。 ・適正度が普通(○): 津波浸水想定浸水深が5m以下。 ・適正度が低い(△): 津波浸水想定が5mより大きい。
	⑦自然改変度	<p>植生自然度(7~10)の区域割合で評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正度が高い(◎): 植生自然度が高い植生(7~10)が無い。 ・適正度が普通(○): 植生自然度が高い植生(7~10)の占める面積割合が比較的小さい。 ・適正度が低い(△): 植生自然度が高い植生(7~10)の占める面積割合が比較的大きい。
建設条件	⑧施設配置	<p>施設配置の現実性、埋立容量の確保性、埋立効率性(埋立容量/埋立面積)で評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正度が高い(◎): 現実的な配置で埋立容量が確保でき、埋立効率性が良い。 ・適正度が普通(○): 埋立容量は確保できるが、埋立効率性が比較的悪い。 ・適正度が低い(△): 現実的な配置での埋立容量の確保が困難。
	⑨跡地利用	<p>計画埋立容量に到達した後の跡地利用の利便性について評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利便性が高い(◎): 土地の形状に制約がなく、効果的な跡地利用が可能。 ・利便性は普通(○): 土地の形状に制約が少なく、跡地利用に支障はない。 ・利便性は低い(△): 土地の形状に制約があり、効果的な跡地利用が困難
経済性	⑩概算整備費	<p>概算整備費の大小で評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正度が高い(◎): 5か所内で安価。 ・適正度が普通(○): 5か所内で平均程度。 ・適正度が低い(△): 5か所内で高価。

大項目	評価項目	評価基準
	⑪概算維持管理費	概算維持管理費の大小で評価する。 <ul style="list-style-type: none"> ・適正度が高い(◎)：5か所内で安価。 ・適正度が普通(○)：5か所内で平均程度。 ・適正度が低い(△)：5か所内で高価。
用地取得	⑫土地利用状況	現在の土地利用状況で評価する。 <ul style="list-style-type: none"> ・適正度が高い(◎)：土地利用がされていない。 ・適正度が普通(○)：土地利用がされている面積の割合が比較的少ない。 ・適正度が低い(△)：土地利用がされている面積の割合が比較的大きい。
	⑬用地取得の難易性	地権者数で評価する。 <ul style="list-style-type: none"> ・適正度が高い(◎)：地権者数は比較的少ない。 ・適正度が普通(○)：地権者数は平均的。 ・適正度が低い(△)：地権者数は比較的多い。
その他	⑭その他の課題	候補地ごとに施設整備・運営を行う上で、その他の課題を記載する。

2) 今後の審議予定

①これまでの開催状況

開催日	委員会での審議テーマ	主な審議内容
第1回 (R5. 11. 17)	候補地選定方法(案)	①候補地選定の進め方 ②候補地選定基準 ③候補地選定に係るスケジュール
第2回 (R6. 1. 17)	候補地選定方法(案)の見直し 建設可能エリアの抽出	①建設可能エリア(案)について ②候補地選定方法の変更(案)について ③今後の審議予定(案)について
第3回 (R6. 3. 19)	建設可能エリアの抽出	①建設可能エリアの除外要件の追加について
第4回 (R6. 5. 13・15)	現地調査	①5箇所の建設可能エリアの現地調査
第5回 (R7. 2. 21)	詳細調査の評価項目(案)	①詳細調査の評価項目(案)について
第6回 (R7. 5. 7)	詳細調査の評価項目(案)	①詳細調査の評価項目(案)について

②今後の開催予定

開催時期	委員会での審議テーマ	審議内容
第7回 (R7. 10 頃)	調査状況の報告	①調査状況及び住民説明会の報告
第8回 (R8. 1 頃)	詳細調査の結果報告	①詳細調査の結果報告に対するご意見

(7) 第7回候補地選定委員会(令和7年7月8日～8月22日 書面開催)

1) 詳細調査の評価項目

対象区域調査における比較評価項目(案)について、評価項目及び評価基準の一部を変更・追加するとともに、調査結果を踏まえ、一部項目の評価基準を明確化することとした。

①目的

変更なし

②比較評価項目

変更なし

③評価基準 ※下線箇所を修正

比較評価では、候補予定区域の適正度を「高い(◎)・普通(O)・低い(△)」の3段階で評価するものとする。評価にあたっては、定量的に示せる項目は数値で示し、定量的に示せない項目は評価に対するコメントを明記する。また、評価基準は対象地の評価を開始した以降は変更しないものとする。

なお、評価の過程で別表以外に重要な評価項目が判明した場合には、評価項目とせず、その他に記載し、候補地を決定する段階で考慮するものとする。

【表7-1】比較評価項目と評価基準 ※下線箇所を修正または追加

大項目	評価項目	評価基準
(1) 社会条件	①土地利用上法規制 【評価基準の変更】	土地利用上の規制区域の有無を確認し、規制等がある場合は必要な許認可、法規制解除の容易さで評価する。 ・適合度が高い(◎): 規制等が無い。 ・適合度が普通(O): 規制等があるが、 <u>必要な許認可、法規制解除に時間を要する可能性が低い。</u> ・適合度が低い(△): 規制等があり、必要な許認可、 <u>法規制解除に時間を要する可能性が高い。</u>
	②景観への影響	周辺にある公園や人々が集まる場所からの景観への影響で評価する。 ・適合度が高い(◎): 影響がほぼない。 ・適合度が普通(O): 影響はあるが小さい。 ・適合度が低い(△): 影響がかなり大きい。
	③運搬時の住環境への影響	岩沼東部環境センターからの最適ルートを設定し、主要道路以外を対象に、住宅戸数やスクールゾーン、狭隘道路の有無で評価する。 ・適合度が高い(◎): 住宅、スクールゾーン、狭隘道路が運搬経路にない。 ・適合度が普通(O): 住宅戸数が <u>5箇所の中で比較して少なく</u> 、スクールゾーン、狭隘道路が運搬経路にない。 ・適合度が低い(△): 住宅戸数が <u>5箇所の中で比較して多い</u> 、またはスクールゾーンや狭隘道路を通行する。

大項目	評価項目	評価基準
(2) 自然 条件	④災害危険性 (土地自身の 持つ特性によ る影響要因) 【評価基準の変更】	<p>防災面に係る法規制等の状況、災害履歴の有無、活断層との位置関係で評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>適合度が高い(◎)</u>: 建設予定区域及びその周辺の法規制、災害履歴が無い。<u>かつ、活断層からの距離が1km以上離れている。</u> ・<u>適合度が普通(O)</u>: 建設予定区域及びその周辺に法規制、災害履歴があるが配置計画等で対応が可能。<u>かつ、活断層からの距離が1km以上離れている。</u> ・<u>適合度が低い(△)</u>: 建設予定区域及びその周辺に法規制、災害履歴があり配置計画等での対応が難しい。<u>また、活断層からの距離が1km未満にある。</u>
	⑤災害危険性 (大雨) 【評価基準の変更】 調査結果を踏まえて 評価基準を明確化する	<p>建設予定区域の<u>流域面積比率(雨水流域面積/敷地面積)</u>の大小で評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>適合度が高い(◎)</u>: 流域面積比率は<u>5箇所の中で比較して小さい。</u> ・<u>適合度が普通(O)</u>: 流域面積比率は<u>5箇所の中で平均的。</u> ・<u>適合度が低い(△)</u>: 流域面積比率は<u>5箇所の中で比較して大きい。</u>
	⑥災害危険性 (洪水) 【追加項目】	<p>建設予定区域のハザードマップの浸水想定最大規模による浸水深で評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>適合度が高い(◎)</u>: <u>浸水想定最大規模の範囲外となっている。</u> ・<u>適合度が普通(O)</u>: <u>浸水想定最大規模の浸水深が3m未満。</u> ・<u>適合度が低い(△)</u>: <u>浸水想定最大規模の浸水深が3m以上。</u>
	⑦災害危険性 (津波)	<p>建設予定区域のハザードマップの津波浸水想定による浸水深で評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>適合度が高い(◎)</u>: <u>津波浸水想定範囲外となっている。</u> ・<u>適合度が普通(O)</u>: <u>津波浸水想定浸水深が5m未満。</u> ・<u>適合度が低い(△)</u>: <u>津波浸水想定浸水深が5m以上。</u>
	⑧希少動植物 【追加項目】	<p><u>文献調査を行い、建設予定区域の希少動植物の生息の可能性の有無で評価する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>適合度が高い(◎)</u>: <u>建設予定区域で生息・生育が確認されていない。</u> ・<u>適合度が低い(△)</u>: <u>建設予定区域で生息している可能性がある。</u>
	⑨自然改変度 【評価基準の変更】	<p>建設予定区域の<u>植生自然度</u>で評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>適合度が高い(◎)</u>: <u>植生自然度が3以下で占められている。</u> ・<u>適合度が普通(O)</u>: <u>植生自然度が6以下で占められている。</u> ・<u>適合度が低い(△)</u>: <u>植生自然度が7以上の植生がある。</u>

大項目	評価項目	評価基準
(3) 建設 条件	⑩施設配置 【評価基準の変更】	<p>施設配置の現実性、埋立容量の確保性、埋立効率性（埋立容量/埋立面積）で評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適合度が高い（◎）：現実的な配置で埋立容量が確保でき、<u>埋立効率が10以上である。</u> ・適合度が普通（○）：現実的な配置で埋立容量は確保でき、<u>埋立効率が10未満である。</u> ・適合度が低い（△）：現実的な配置での埋立容量の確保が困難。
	⑪跡地利用 【評価基準の変更】	<p>計画埋立容量に到達した後の<u>跡地利用を検討するにあたっての優位性</u>で評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適合度が高い（◎）：<u>主要道路（国道または主要地方道）交差点からの経路距離が1 km以内。</u> ・適合度が普通（○）：<u>主要道路（国道または主要地方道）交差点からの経路距離が3 km未満。</u> ・適合度が低い（△）：<u>主要道路（国道または主要地方道）交差点からの経路距離が3 km以上。</u>
(4) 経済性	⑫概算整備費 調査結果を踏まえて 評価基準を明確化する	<p>概算整備費の大小で評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適合度が高い（◎）：5か所内で安価。 ・適合度が普通（○）：5か所内で平均程度。 ・適合度が低い（△）：5か所内で高価。
	⑬概算維持管理費 調査結果を踏まえて 評価基準を明確化する	<p>概算維持管理費の大小で評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適合度が高い（◎）：5か所内で安価。 ・適合度が普通（○）：5か所内で平均程度。 ・適合度が低い（△）：5か所内で高価。
(5) 用地 取得	⑭土地利用状況 調査結果を踏まえて 評価基準を明確化する	<p>現在の土地利用状況で評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適合度が高い（◎）：土地利用がされていない。 ・適合度が普通（○）：<u>候補地の一部が土地利用されている。</u> ・適合度が低い（△）：<u>候補地の大半が土地利用されている。</u>
	⑮用地取得の 難易性 調査結果を踏まえて 評価基準を明確化する	<p>地権者数で評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適合度が高い（◎）：地権者数は<u>5箇所の中で比較して少ない。</u> ・適合度が普通（○）：地権者数は<u>5箇所の中で平均的。</u> ・適合度が低い（△）：地権者数は<u>5箇所の中で比較して多い。</u>
(6) その他	⑯その他の課題	<p>建設予定区域ごとに施設整備・運営を行う上で、その他の課題を記載する。</p>

詳細調査にかかる「評価項目」については、選定委員会において決定されたため、令和7年8月22日付で市へ報告した。なお、市は、同年8月29日付けで亘名組合へ「評価項目」の確定を報告した。

(8) 第8回候補地選定委員会（令和7年9月29日開催）

1) 第7回選定委員会（書面開催）の検討経過

第7回選定委員会で決定した詳細調査にかかる評価項目を報告した。

2) 評価結果に基づく評価方法

評価項目のうち重み付けを行う項目を明確にするとともに、詳細調査の結果を踏まえて、5箇所の候補予定区域を絞り込む方法を決定した。

(ア) 重み付けについて

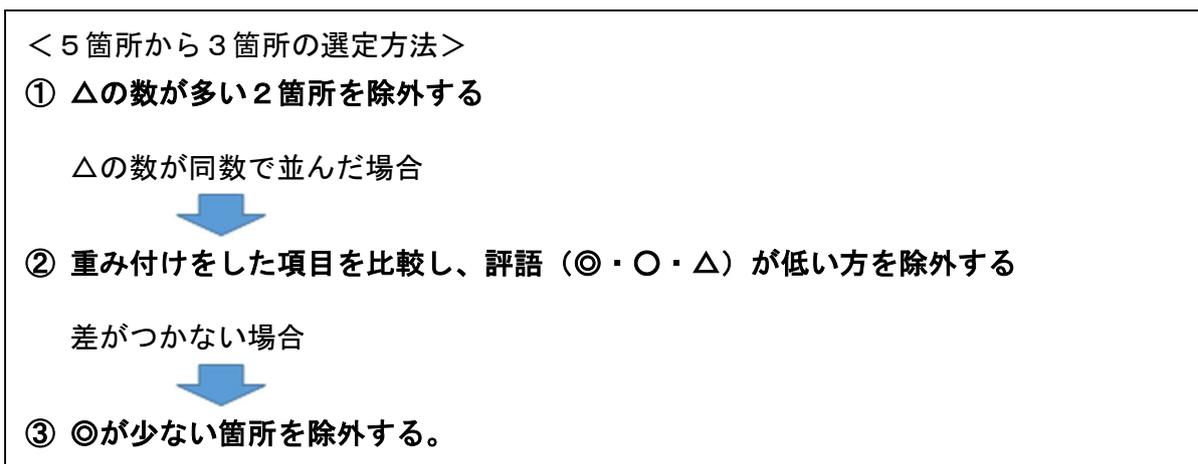
大項目「経済性」の評価項目「概算整備費」について重み付けをする。

(イ) 5箇所の候補予定区域からの絞り込みについて

選定委員会において、5箇所の候補予定区域から3箇所を選定することを目指す。

下記に示す順序で評価する。

①で差がつかない場合は②で判断し、それでも差がつかない場合は③で判断する。



(ウ) 3箇所から1箇所の選定は、市が行う。

3) 今後の審議予定

開催日	委員会での審議テーマ	主な審議内容
第8回 (R7.9.29) 一部非公開	評価方法 評価項目における評価基準	①評価結果に基づく評価方法について ②評価基準の設定について
第9回 (R7.10.15) 一部非公開	詳細調査中間報告	①詳細調査中間報告について
第10回 (R7.11.下)	候補予定区域の絞り込み	①候補予定区域3箇所の選定について
第11回 (R8.1.中)	委員会報告書	①委員会報告書のとりまとめについて

4) 評価基準の設定【非公開】

①調査結果を踏まえて評価基準を明確化するとした項目の取扱いについて

(7) 下記の項目について検討を行う予定であったが、基準は明確であり、修正の必要はないと判断した。

【表 8-1】 比較評価項目と評価基準 ※第7回からの修正箇所なし

評価項目	評価基準
⑤災害危険性 (大雨)	建設予定区域の流域面積比率（雨水流域面積/敷地面積）の大小で評価する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 適合度が高い（◎）：流域面積比率は5箇所の中で比較して小さい。 ・ 適合度が普通（○）：流域面積比率は5箇所の中で平均的。 ・ 適合度が低い（△）：流域面積比率は5箇所の中で比較して大きい。
⑫概算整備費	概算整備費の大小で評価する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 適合度が高い（◎）：5箇所内で安価。 ・ 適合度が普通（○）：5箇所内で平均程度。 ・ 適合度が低い（△）：5箇所内で高価。
⑬ 概算維持管理費	概算維持管理費の大小で評価する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 適合度が高い（◎）：5箇所内で安価。 ・ 適合度が普通（○）：5箇所内で平均程度。 ・ 適合度が低い（△）：5箇所内で高価。
⑭ 土地利用状況	現在の土地利用状況で評価する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 適合度が高い（◎）：土地利用がされていない。 ・ 適合度が普通（○）：候補地の一部が土地利用されている。 ・ 適合度が低い（△）：候補地の大半が土地利用されている。
⑮ 用地取得の難易性	地権者数で評価する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 適合度が高い（◎）：地権者数は5箇所の中で比較して少ない。 ・ 適合度が普通（○）：地権者数は5箇所の中で平均的。 ・ 適合度が低い（△）：地権者数は5箇所の中で比較して多い。

(イ) 希少動植物の項目について、希少動植物の定義を明確化するため、文言を追加した。

【表 8-2】 比較評価項目と評価基準 ※下線箇所を追加

評価項目	評価基準
⑧希少動植物	文献調査を行い、建設予定区域を含めたその周辺の希少動植物（ <u>絶滅危惧Ⅰ類及びⅡ類</u> ）の生息の可能性の有無で評価する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 適合度が高い（◎）：建設予定区域を含めたその周辺で生息・生育が確認されていない。 ・ 適合度が低い（△）：建設予定区域を含めたその周辺で生息している可能性がある。

(9) 第9回候補地選定委員会（令和7年10月15日開催）

1) 第8回選定委員会の検討経過

第8回選定委員会で決定した評価基準の一部修正を報告した。

2) 詳細調査の*中間報告【非公開】

詳細調査の中間報告を踏まえ、評価基準の一部を補正する必要が生じたため、下記のとおり変更した。

【表 9-1】 比較評価項目と評価基準 ※下線箇所を修正または追加

評価項目	評価基準
⑤災害危険性 (大雨)	建設予定区域の流域面積比率（雨水流域面積/ <u>開発面積</u> ）の大小で評価する。 ・ 適合度が高い（◎）：流域面積比率は5箇所の中で比較して小さい。 ・ 適合度が普通（○）：流域面積比率は5箇所の中で平均的。 ・ 適合度が低い（△）：流域面積比率は5箇所の中で比較して大きい。
⑩施設配置	施設配置の <u>課題の有無</u> 、埋立容量の確保性、埋立効率性（埋立容量/埋立面積）で評価する。 ・ 適合度が高い（◎）： <u>大きな課題のない</u> 配置で埋立容量が確保でき、埋立効率が10以上である。 ・ 適合度が普通（○）： <u>大きな課題のない</u> 配置で埋立容量は確保でき、埋立効率が10未満である。 ・ 適合度が低い（△）： <u>埋立容量を確保するために大きな課題がある。</u>

※中間報告は資料編で掲載

詳細調査にかかる「評価項目」及び「評価基準」については、選定委員会において決定されたため、令和7年11月6日付で市へ報告した。なお、市は、同年11月14日付で亘名組合へ「評価項目」及び「評価基準」の確定を報告した。

これにより、「評価項目」及び「評価基準」が確定し、最終的な対象地の評価を開始した。

(10) 第10回候補地選定委員会（令和7年12月18日開催）

1) 第9回選定委員会の検討経過

第9回選定委員会で決定した評価基準の一部修正を報告した。

2) 詳細調査の※完了報告

※完了報告は資料編で掲載

3) 5箇所の候補予定区域からの絞り込み【非公開】

①第8回選定委員会で決定した評価結果に基づく評価方法により、5箇所の候補予定区域から3箇所を選定した。

なお、「重み付け」は数値的な比重を設定する技術的な表現であることから、市の方針を示す表現としては「重み付け」よりも「重視する」が適切であるとの意見を踏まえ、文言を修正した。

※下線箇所を修正

(ア) 重視する項目について

大項目「経済性」の評価項目「概算整備費」について重視をする。

(イ) 5箇所の候補予定区域からの絞り込みについて

選定委員会において、5箇所の候補予定区域から3箇所を選定することを目指す。

<5箇所から3箇所の選定方法> ※下線箇所を修正

下記に示す順序で評価する。

①で差がつかない場合は②で判断し、それでも差がつかない場合は③で判断する。

① △の数が多い2箇所を除外する

△の数と同数で並んだ場合



② 重視をした項目を比較し、評語（◎・○・△）が低い方を除外する

差がつかない場合



③ ◎が少ない箇所を除外する。

②評価結果の集計

【表 9-1】 比較評価項目と評価基準

大項目	評価項目	No 1	No 2	No 3	No 4	No 5
1 社会条件	①土地利用上法規制	○	○	○	○	○
	②景観への影響	◎	◎	△	○	○
	③運搬時の住環境への影響	○	△	△	◎	◎
2 自然条件	④災害危険性（土地自身の持つ特性による影響要因）	◎	○	△	△	◎
	⑤災害危険性（大雨）	△	○	△	◎	◎
	⑥災害危険性（洪水）	◎	◎	◎	○	○
	⑦災害危険性（津波）	◎	◎	◎	○	△
	⑧希少動植物	△	△	△	△	△
	⑨自然改変度	△	△	△	○	○
3 建設条件	⑩施設配置	◎	◎	△	△	◎
	⑪跡地利用	○	○	○	◎	○
4 経済性	⑫概算整備費	◎	○	○	△	◎
	⑬概算維持管理費	◎	△	△	◎	△
5 用地取得	⑭土地利用状況	△	△	○	△	△
	⑮用地取得の難易性	△	◎	◎	○	○

	No 1	No 2	No 3	No 4	No 5
適合度が高い ◎	7	5	3	4	5
普通 ○	3	5	4	6	6
低い △	5	5	8	5	4

③5箇所からの絞り込み

(ア) △の数が多い2箇所を除外する

	No 1	No 2	No 3	No 4	No 5
適合度が高い ◎	7	5	3	4	5
普通 ○	3	5	4	6	6
低い △	5	5	8	5	4

No 3が除外される
No 1とNo 2とNo 4が同数で並ぶ

(イ) 重視する項目とした「概算整備費」を比較し、評語（◎・○・△）が低い方を除外する

	No 1	No 2	No 3	No 4	No 5
適合度が高い ◎	7	5	3	4	5
普通 ○	3	5	4	6	6
低い △	5	5	8	5	4

大項目	評価項目	No 1	No 2	No 3	No 4	No 5
4 経済性	⑫概算整備費	◎	○	○	△	◎

No 4が除外される

④選定結果

No 1、No 2、No 5選定する。

	No 1	No 2	No 3	No 4	No 5
適合度が高い ◎	7	5	3	4	5
普通 ○	3	5	4	6	6
低い △	5	5	8	5	4

4) 委員会報告について【非公開】

開催日	委員会での審議テーマ	主な審議内容
第10回 (R7. 12. 19) 一部非公開	5箇所の候補予定区域からの 絞り込みについて	①評価結果に基づく評価方法 (第8回委員会承認事項の確認) ②5箇所から3箇所への絞り込みについて
第11回 (R7. 12. 26～ R8. 1. 7) 書面開催	本選定委員会としての報告書 とりまとめ	①報告書(案)についてのご意見

(11) 第11回候補地選定委員会(令和7年12月26日～1月7日 書面開催)

1) 新一般廃棄物最終処分場候補地選定報告書

選定委員会報告書をとりまとめ、令和8年1月8日付で本報告書を市へ提出した。
 なお、最終的な選定フローは【図11-1】となる。

【図11-1】選定フロー図(最終)

